

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

養老渓谷周辺の地域づくりに関する調査事業業務委託仕様書

1 業務名

養老渓谷周辺の地域づくりに関する調査事業

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

3 業務の目的・概要

養老渓谷温泉郷(養老渓谷から栗又の滝までを含めた一帯の地域)及びその周辺地域は、公共交通網が脆弱で公共交通の空白地となりつつあり、また、人口減少や高齢化も進んでいることから、このままの状況では当該地域の経済が衰退してしまうことが懸念される。

こうした状況を踏まえて、本事業では、観光振興による地域経済の活性化に向けて、地域の現状分析などの基礎調査、周辺地域における観光客の移動手段確保のための調査を行うことにより、地域の課題と、地域が向かうべき方向性を整理する。

さらに、当該地域における経済活動の活性化を図るため、企業等へのアプローチを実施するとともに、具体的な取組の整理を行うなど、将来を見据えた新たな民間資本を呼び込むための取組を推進することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 養老渓谷温泉郷の現状に関する基礎調査

養老渓谷温泉郷が魅力ある観光地として発展していくにあたって、現状の観光地としての魅力度などを把握し、目指すべき姿を提案することを目的に、旅行者の興味関心や、養老渓谷温泉郷のイメージなどの調査分析を実施する。

ア 旅行性向のある首都圏在住者への調査分析

- ① 年代別の養老渓谷の認知度に関する調査分析
- ② 年代別の興味関心度を図る調査分析

※調査手法については企画提案書において提案すること。ただし、最終的な調査手法については県と協議の上決定する。

※調査のサンプル数は合計で2,000サンプル以上とする。なお、サンプルの年齢や性別が偏らないよう可能な限り配慮して調査を行うこと。

イ 養老渓谷に訪れている観光客への現地調査

- ① 養老渓谷エリアでのヒアリング調査及び分析

ヒアリング調査にあたっては、(4)で行う広域における交通手段の確保に向けた可能性調査に資する調査項目も検討すること。

※調査回数は2回以上を想定し、可能な限り時期的な変動を除去するよう配慮すること。(1回につき1日程度)

※現地調査におけるサンプル数は合計で300サンプル以上とする。なお、サンプルの年齢や性別が偏らないよう可能な限り配慮して調査を行うこと。

※ア及びイに関する最終的な調査項目及びヒアリング項目については、県と協議の上決定する。

(2) 広域における交通手段の確保に向けた可能性調査

養老渓谷温泉郷を中心として、周辺の主要な観光資源である亀山湖や高滝湖、大多喜城などを含むエリアについては、現在、エリアをつなぐ公共交通機関が充実しているとは言えず、観光客に周遊を促す機能が不足している。

そこで、周辺地域から養老渓谷までを広域的に繋ぐ、観光客の誘客を促すような交通手段に関する以下の調査等を実施する。

①人流データを用いた、以下の地点からの養老渓谷温泉郷までの旅行者の数及び移動特性の調査分析

※想定地点は、亀山湖、高滝湖、大多喜駅を想定しているが、最終的な地点については、県と協議の上決定する。

②交通手段等に関して、養老渓谷温泉郷が抱える課題と同様の課題を抱えている地域で、解決するに至った地域や、現在解決に向けた実証実験などを実施している他地域の事例を収集し、①の調査も踏まえて、実現可能と思われる複数のモビリティについて、実現に向けての課題を整理すること。

なお、交通手段の検討にあたっては、以下の点に留意して検討を行うこと。

ア 将来的に、地域が主体となって継続できる取組であることを想定して検討を行う。

イ 地域交通としてではなく、観光客が利用することを前提に検討を行う。

※活用する人流データサービス及び他地域の事例については企画提案書において提案すること。ただし、最終的に活用する人流データサービスについては県と協議の上決定する。

(3) 企業誘致に向けた民間事業者へのアプローチ

養老渓谷温泉郷において、域外の事業者による新たな投資を呼び込むことを目的に、当該エリアで事業を行うにあたっての興味関心や整備を要するもの等について、民間企業や専門的知見を有する有識者等（10社程度）に対してヒアリングを行う。

※想定するヒアリング先企業リスト（案）、ヒアリング企業の選定基準については企画提案書において提案すること。（ただし、提案時までにヒアリング先企業のアポイントを取ることは不要。）

なお、最終的なヒアリング先及びヒアリング項目については、県と協議の上決定する。

※ヒアリングを実施した企業や有識者等への謝金等は委託料に含むものとする。

(4) 養老渓谷のみらいを描く戦略協議会の運営補助

養老渓谷温泉郷において、自治体や地域事業者、専門家などを構成員とした協議会を県が立ち上げたところである。

そこで、本協議会の運営補助を行うこと。

ア 実施回数：月1回程度（全3回程度）

イ 実施場所：養老渓谷温泉郷

ウ 業務内容：議事録作成、関係者の日程調整、写真撮影、会場確保、
会議の進行補助、資料の印刷 等

エ 招聘する専門家：1名程度

※招聘する専門家について、必要な場合は報償費の支払いをすること

※招聘する専門家については、県で指定する。

※協議会の開催にあたって会場費が必要となる場合は、本事業の経費に含める
こと。（15,000円/回 想定）

才 勉強会の実施

地域が抱える課題を解決に導くため、専門家を招聘し、地元事業者等向けの
勉強会を1回程度実施する。

※勉強会の実施は、協議会との同時開催も検討する。

※招聘する専門家については最終的に県と協議の上決定する。

力 視察の実施

養老渓谷温泉郷が抱える課題と同様の課題を抱えながらも、解決するに至った
地域について、参考するために協議会メンバーによる現地視察を実施する。

・1地域程度の現地視察を実施する。

（1回につき10人程度を想定）

・一人当たりの旅費（宿泊費及び交通費。食費は除く。）として、9万円程度を
想定。

※視察先については県と協議の上決定する。なお、旅費については委託料に含む
ものとする。

キ 上記（1）～（3）で調査・分析、整理した内容を基に、10年後程度先を見据
えて、地域の目指すべき姿やエリアのコンセプトを提案するとともに、次年度
に実施すべき調査事項を整理し、協議会において提案すること。

また、提案した事項については、当該地域の関係者が実施できるよう伴走する
ことを想定すること。

協議会において提案を行う時期については以下のとおり。

・令和8年3月頃を想定

5 実績報告

本業務における成果品は次のとおりとする。なお、納品時期等の詳細については、
県との協議により決定する。

・事業実施報告書（原則A4判、両面カラー刷り） 5部

また、成果品については、電子データ（PDF）で併せて提出すること。

6 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。

30,000,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

7 留意事項

- (1) 本業務の趣旨を踏まえ、養老渓谷周辺地域の活性化に資する姿勢で業務に臨むこと。
- (2) 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を
一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (4) 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な
権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
ア 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。

イ 作製物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。

- (5) 原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 受託者は、本事業を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- (7) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (8) 事業の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (9) 天災等、県・受託者双方の責に帰することができない事由によって委託業務を完了することができなくなったときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査の上、当該検査に合格した部分の業務を完了したものとする。
- (10) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。